平成２１年（フ）第４２６号
函館市美原２丁目18番９号
債務者　市村　堅一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４２８号
北海道松前郡松前町字唐津277番地
債務者　山中智恵子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１６６号
岐阜県大垣市中川町４丁目51番地２　フォンテーヌ101号
債務者　渡邊　敦行
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
北海道上川郡剣淵町旭町1785番地
債務者　伊藤　若菜
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第１０７９号
埼玉県戸田市笹目１丁目５番地の17　メゾン中尾第７Ａ―108号室
債務者　坂上眞知子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０５号
さいたま市北区土呂町１丁目392番地　メゾン・ド・リラ103
債務者　松本　年史
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４号
山口県宇部市東小羽山町１丁目10番４号、申立時の住所山口県宇部市大字小串91番地56
債務者　三好　勝彦
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９５号
山口県宇部市東小羽山町１丁目10番４号、申立時の住所山口県宇部市大字小串91番地56
債務者　三好　直美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１２８号
山口県宇部市芝中町11番46―404号
債務者　西井　文男
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１２９号
山口県宇部市芝中町11番46―404号
債務者　西井　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１３０号
山口県宇部市芝中町11番46―404号
債務者　西井　文彦
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１３４号
山口県宇部市大字上宇部2447番地２
債務者　古城　　健
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１８号
北海道名寄市東８条南９丁目119番地３東光団地111号
債務者　山内　勝義
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第１８６号
新潟県魚沼市四日町292番地25
債務者　和田　直哉
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１７１号
名古屋市緑区池上台３丁目58番地の２　池上第２住宅101号
債務者　近藤　守文
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２１５号
愛知県瀬戸市原山台２丁目20番301号
債務者　加藤　大輝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９５号
函館市白鳥町11番11号
債務者　吉崎　晴彦
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６号
岩手県二戸市福岡字町裏12番地
債務者　千葉　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所二戸支部